

## 秘密保持に関する覚書（案）

学校法人自治医科大学（以下甲という）と〇〇株式会社（以下乙という）とは、令和8年度パソコン・プリンタ調達（以下本目的という）のために、甲乙間で開示される情報の秘密保持に関し、以下の通り覚書を締結する。

### （秘密情報）

第1条 本覚書において秘密情報とは、甲および乙が本目的のために以下の各号の方法で相互に開示するすべての情報とする。

（1）秘密である旨の表示をした書面で開示する方法

（2）秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後30日以内に開示した情報を書面にて提示するもの

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

（1）開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの

（2）開示の時点ですでに受領者が保有しているもの

（3）受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

（4）開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの

### （秘密保持）

第2条 甲および乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し本目的のために知る必要のある自己の役員および、従業員以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、甲および乙は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとする。なお、本項の義務は、受領者が当該秘密情報の開示を受けた時から5年間存続するものとする。

2 前項にかかわらず、以下の各号の場合は、受領者は当該秘密情報および秘密資料を第三者に開示、提供できるものとする。

（1）受領者が、本覚書と同等の義務を書面で課して、本目的にかかわる作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合

（2）法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求したうえで、開示、提供する場合

3 甲および乙は、必要な範囲内で秘密資料を複製できるものとする。

### （使用目的）

第3条 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ限定して使用するものとしその他の目的に使用しないものとする。

### （秘密資料の返却）

第4条 甲および乙は、相手方から要求があった時には、本目的で受領した秘密資料を相手方に返却、または破棄もしくは消去するものとし、また第2条第3項に基づいて作成した複製物を破棄もしくは消去するものとする。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、第2条に定める秘密保持義務は、同条第1項に定める期間中、有効に存

続するものとする。

（関係者への遵守徹底）

第 5 条 甲および乙は、相手方の秘密情報を知ることとなる自己の役員および従業員に本覚書の内容を遵守させるものとする。

（個人情報）

第 6 条 甲が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために甲から受領した資料（第 2 条第 1 項の資料と同種のものを用いる）についてはそれぞれ、本覚書における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとする。ただし、第 1 条第 2 項の第 1 号から第 3 号は個人情報には適用されないものとする。

（協議）

第 7 条 本覚書に定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとする。

以上本覚書締結の証として本書 2 通を作成して、乙甲記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

（甲） 栃木県下野市薬師寺 3311-1  
学校法人 自治医科大学  
理事長 安田 充

（乙）